

浜の活力再生プラン (第2期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	長崎市たちばな漁協地域水産業再生委員会
代表者名	会長 本西 則安 (長崎市たちばな漁業協同組合 代表理事組合長)

再生委員会の構成員	長崎市たちばな漁業協同組合、長崎市(水産農林部水産振興課)、長崎県(長崎振興局県央水産業普及指導センター)
オブザーバー	

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	長崎市たちばな漁協地区内 48 経営体 一本釣り漁業 8 名 小型底びき網漁業 30 名 魚類養殖業 10 名
-----------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>当地域は、橘湾の北西部に位置し、橘湾内を主漁場とする小型底びき網、一本釣り漁業、トラフグを主体とした魚類養殖業やマガキ、イワガキの貝類養殖業が営まれている。</p> <p>長崎市たちばな漁業協同組合は、平成30年3月現在、正組合員116名、准組合員219名、合計335名が所属し、魚類養殖業では後継者への事業承継が順調であるものの、平成20年3月末の組合員数485名の69%まで減少している。</p> <p>平成29年度の地域内の水揚状況は、水揚量が1,064トン、水揚額が1,269百万円で、このうち魚類養殖業が732トン、1,081百万円、小型底びき網が182トン、97百万円、一本釣り漁業が53トン、41百万円、その他97トン、50百万円であった。</p> <p>当地域のトラフグ養殖は、全国一位のシェアを誇る長崎県のなかでも松浦、北九十九島と並ぶ一大産地となっており、生產品も「戸石とらふぐ」として高く評価され、下関、関西圏を中心に活魚で出荷されている。しかしながら、平成26年に1,400円代まで落ち込んだ市場価格は近年は回復方向にあるものの、飼料価格等の高騰によって、これまで地域のけん引役を担ってきたトラフグ養殖業の経営は大変厳しい状況である。</p> <p>小型底びき網漁業者や漁協は、橘湾沿海の全漁協及び市で構成される橘湾栽培漁業推進協議会、長崎市水産センターや長崎県総合水産試験場等と連携し、ヒラメ、クマエビ、ガザミ、アワビ、アカウニ等の種苗放流を行うとともに、漁業者の自主的な活動となる小型魚の再放流や底びき網の目合制限等により水産資源の回復・増大に取り組んでいる。</p> <p>また、橘湾の漁場環境の改善を図るため、ヒトデ、エイ等の害敵生物やガンガゼの除去、海底</p>

耕うん及び海底堆積物の除去に取り組んでいる。

(2) その他の関連する現状等

依然として漁業を取巻く環境が厳しい状況であるが、漁業者は主機関の省エネ型機関への換装、省エネ活動や漁業経営セーフティーネット構築事業への参加によって、燃油コストの削減に取り組んでいる。

また、魚類養殖業では、良質トラフグの育種による販売価格の安定化や出荷体制の見直しによる人件費の削減等、経営の合理化に取り組んでいる。

水域環境の保全・回復については、水産多面的機能発揮対策事業を活用し、食害生物の除去等による藻場の回復に取り組んでいる。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

・漁場環境整備と資源管理型漁業の展開

小型底びき網漁業における資源管理については、漁業者及び漁協が、「橘湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画（H23 終了）」に準じて、小型魚の再放流及び底びき網の袋網部の目合制限を実践するとともに、ヒラメ、クマエビ等の種苗放流や小型底びき網漁船を使用した海底耕うん及びヒトデ等の害敵除去に取り組んだ結果、直近の漁獲量は平成 25 年度の漁獲量と比較しヒラメが 25%増、クマエビが 17%増と増加傾向を示していることから、今後とも、実効ある種苗放流と漁場環境の回復及び幼稚仔魚の保護等による更なる資源増大対策に取り組む必要がある。

魚類養殖業においては、橘湾西部水域持続的養殖生産確保計画（長崎市たちばな漁協がトラフグ、マダイ等の魚類養殖及びマガキ、イワガキの二枚貝養殖を対象として策定）に沿って、テレメーターによる漁場監視、年間 2 回のカキ殻等底質改良材の散布に取り組んだ結果、浜プラン策定以降、赤潮被害は発生していない。

・漁家所得の向上

漁業者又は養殖業者と直販所が連携した販売については、地元産トラフグを使った唐揚げと味噌汁、ハモを使った湯引きと天ぷらの試作に取り組み、また、毎年 7 月の「はも・かに祭り」、12 月の「とらふぐ・かき祭り」開催期間中の地元料理店とタイアップした料理の提供、新規イベント「カキ収穫体験」の集客効果により、直販所における平成 29 年度の漁業者 1 名当たりの年間取扱額は平成 25 年度と比べ 26%増となった。また、調理士協会が開催した「食の博覧会」で「戸石とらふぐ」を材料に和・中・洋メニューを提案し PR を行ったところ、地元料理店からの問い合わせが増加しており、イベント内容の改善、PR 規模及び取扱店舗の拡大によって更なる収益の増大が見込まれる。

しかし、養殖トラフグについては、飼料価格等の高騰による漁業経費の増加が続いており、原価割れ販売による経常的な経営不振・廃業を回避するため、「戸石ブランド」の品質保持とあわ

せて、需要と生産のバランス確保と養殖経費の削減が最重要課題である。

小型底びき網漁業者の収入確保のため新たに導入したイワガキ養殖については、現在、小型底びき網漁業者等 7 名がマガキ養殖とあわせて年間 36 トン、1,700 万円を生産する規模まで成長し、また広域的な P R 活動の結果、瀬戸内地方の新規取扱業者と安定した販路が確立できたが、台風接近時は海上養殖施設（筏）からの脱落等による損失が大きいことから、養殖管理手法の改善に取り組み、特にへい死や損失が多い夏季の生残向上を図る必要がある。

一本釣り漁業の魚価向上については、タチウオの選別出荷と 1 箱当たりの収容規格の統一に取り組んだ結果、1kg 当たりの市場販売単価は平成 25 年と比べ 26% 向上、さらに、傷がついたタチウオを材料に加工販売した結果、市場等で「傷もの」として取り扱われていた時と比べ約 3 倍の単価で販売することができたことから、取組の継続、取扱量と取扱魚種の拡大により収益の増大が見込まれる。

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

本プランでは、上記（1）に記した前期取組みを通じて得られた成果や課題等を踏まえ、次のとおり基本方針を定め、各種具体的な取組を行う。

【漁業収入向上の取組】

・長崎市内の漁業協同組合及び農業団体等と協力して直販体制を構築し、当該地域及び長崎市全域において地域産水産物の P R 活動及び販売拠点となる直販施設の機能向上に取り組み、地産地消の推進とあわせて販売量の増大を図る。

また、漁業者及び養殖業者は、漁協が行う P R 活動費を補填するため、販売額の一部から一定額を拠出する。

・重要魚種を主体に出荷規格基準（仮）を設けて、数量、品質（鮮度）を厳守した選別・荷捌き、出荷仕向け先（「魚市場」・「直販所」・「加工業者」向け）の適確な選定・区分に取り組み、販売価格の維持・向上を図る。

・全国海水養魚協会及び長崎県かん水魚類養殖協議会と連携し、市場動向等の情報を活用した計画的な出荷により販売単価の維持に努めるとともに、トラフグ養殖経営が持続可能となる生産規模の目標設定及び加工・調理取扱基準の見直しによる販売促進の必要性について協議する。

また、現在のトラフグ主体の「偏重型」から複数魚種を複合した「バランス型」への転換を図り、養殖経営の安定化に取り組む。

・引き続き小型魚の再放流及び底びき網の袋網部の目合制限を実践するとともに、ヒラメ、クマエビ等の種苗放流や小型底びき網漁船を使用した堆積物及びヒトデ等の害敵の除去並びに幼稚仔魚の成育場所となる藻場の維持・拡大に取り組み、また市は漁業者等が行う種苗放流の効果を一層高めるため種苗生産能力の強化と放流技術の開発に取り組み、漁場環境の保全、漁獲量の維持・安定と水産資源の増大を図る。

【漁業コスト削減のための取組】

・漁船の定期的な船底清掃や減速航行を励行し、また経営の見直しによって省エネ効果が見込まれる場合は国の支援制度を活用して省エネ機器・機関等への転換を図り、燃油費削減に取り組む。

・養殖業では、テレメーター等を活用した漁場環境の把握と養殖魚の育成管理を強化するとともに、経営状況に見合った養殖数量の適正化、餌料の使用原料及び使用比率の見直しに取り組み、養殖経費の大部分を占める餌料費の削減及び台風・赤潮等による被害軽減を図る。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

水産生物の採捕及び養殖生産については、長崎県漁業調整規則、長崎県南部海区漁業調整委員会指示、及び当漁協共同漁業権行使規則・区画漁業権行使規則等に規定された内容、制限又は条件を遵守するとともに、地域内の漁業者間で取り決めた資源管理計画及び持続的養殖生産確保計画等に基づいて適正な管理に努める。

【小型底びき網】

	制限の項目	制限等の内容	備考
漁船	馬力数	52 キロワット以下	県漁業調整規則
漁具	ビームの長さ	12m 以下	自主規制
	数	1 統	自主規制
	袋網の目合	15cm につき 15 節以下	A 海域 自主規制
		15cm につき 14 節以下	A 海域 4～9 月、3 トン以上
15cm につき 11 節以下		B、C、D 海域 自主規制	
小型魚の保護	クマエビ	体長 10cm 以下の再放流	自主規制
	ヒラメ	全長 25cm 以下の再放流	自主規制

【一本釣り漁業（タチウオひき縄）】

	制限の項目	制限等の内容	備考
漁具	釣糸の数	55 本以内	橘湾海域 自主規制
	枝糸の長さ	4.8m 以内	橘湾海域 自主規制
	餌	活き餌の使用禁止	橘湾海域 自主規制
出荷	サイズ	1 箱 25 尾入り以上	橘湾海域 自主規制

【養殖業】

	制限の項目	制限等の内容	備考
養殖密度	全魚種（とらふぐ除く）	1 m ³ あたり 10kg 以下	持続的養殖生産確保計画
	とらふぐ	1 m ³ あたり 4 kg 以下	持続的養殖生産確保計画
	カキ類	吊線の間隔は 30cm 以上、 1 吊りは 20 個以下	持続的養殖生産確保計画

(4) 具体的な取組内容 (毎年ごとに数値目標とともに記載)

1年目 (令和元年度)

以下の取組により漁業所得を基準年対比148.9%向上させる。

以降、以下の取組内容は、取組の進捗状況や得られた知見などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

漁業収入向上のための取組	<p>【全漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁業者及び漁協は、魚市場へ出荷しても安値で取引される「半端もの (一定の規格・基準を満たす魚が箱単位の量にまとまらない漁獲物)」、「傷もの (取扱い時に傷がついた漁獲物)」の高値販売先を確保・拡大するため、地域内に直販施設を有する農協や長崎市内他地域の直売所等の運営者及び加工業者との取引協議を開始し、協議が整ったものから必要な出荷規格基準 (漁獲物の選別基準と出荷手順) を定め、全漁業者に周知する。また、漁業者は、漁協が定めた出荷規格基準に従い、各直販所向けの直接出荷に取り組む。・ 漁協は、戸石フレッシュ朝市、地域内料理店等と連携し、新たな料理メニューや加工商材の開発並びにカキ収穫体験を組み入れた体験型観光、料理フェア、学校給食への食材提供を通じて地元産水産物のPRに取り組む。 <p>【小型底びき網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁業者及び漁協は、継続して小型魚の再放流及び底びき網の袋網部の目合制限を実践するとともに、橘湾栽培漁業推進協議会と連携してヒラメ、クマエビの種苗放流に取り組む。・ イワガキ養殖業者は、養殖期間を現在の3年間から2年間に短縮した場合の効果検証のため、2年養殖イワガキの出荷試験に取り組み、成育状況、販売状況及び販売先の評価を取りまとめ有効性を検討する。 <p>【一本釣り漁業】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁業者は、タチウオ釣りを専業とする操業形態を見直し、タチウオ漁閑期にごく沿岸海域で操業が可能なマアジやカサゴを対象とした釣り漁業との複合経営に取り組む。 <p>【魚類養殖業】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 養殖業者及び漁協は、マダイ、シマアジ等の養殖規模の拡大による養殖形態の転換及び海外市場向けの養殖生産体制について検討する。・ 漁協及び養殖業者は、「橘湾周辺海域の赤潮対策ガイドライン」(平成26年度に国、県、市、漁協で構成する橘湾赤潮対策検討会が策定)に従い、テレメーターを活用した監視と情報共有、年間2回の底質改良剤(カキ殻)散布に取り組む、赤潮被害等の未然防止並びに漁場環境の維持・保全に努める。
--------------	--

	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎市水産センターは、放流種苗の安定供給に必要な施設の改善、及び放流効果の更なる向上を図るための調査・技術開発に取り組む。 ・ 漁業者等は、漁場環境の保全を図るため、橘湾の堆積物除去、ヒトデやガンガゼ等の害敵生物の除去及び公的支援事業によるウニ類の除去などによる藻場造成の取組を継続して実施する。
漁業コスト削減のための取組	<p>【全漁業種類】</p> <p>漁業者は、漁協と連携し、定期的な船底清掃や減速航行の励行等の省エネ活動の実践、省エネ機器の導入及び漁業経営セーフティネットへの加入を促進し、燃油費の削減による漁業経営の安定化に取り組む。</p> <p>【魚類養殖業】</p> <p>魚類養殖業者は、生産魚の品質への影響を考慮しながら、現在使用している生餌及びモイストペレットの主原料をコウナゴからアジ・サバ類に、またE P 餌料はより経済的なものに転換する。</p> <p>トラフグ養殖業者は、過剰生産の抑制、歩留まり、品質、成長の向上及び種苗や飼料の経費削減を目的として、橘湾西部水域持続的養殖生産確保計画の規定及び漁協が収集した全国的な市況・養殖情報に基づく養殖種苗の購入制限を試行する。</p> <p>魚類養殖業者は、養殖魚の摂餌量が低下する12月から3月までの間の給餌回数及び給餌量を抑制し、コスト削減と漁場環境の維持に取り組む。</p> <p>漁協は、餌料の適切な保管、供給のため、関連施設の適正な管理・運営、並びに試験研究機関等との連携による養殖技術の改善に取り組み、養殖業経営の安定化を図る。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産業強化支援事業（国） ・ 水産基盤整備事業（国） ・ 農山漁村地域整備交付金事業（国） ・ 漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・ 浜の活力再生プラン推進事業（国） ・ 水産多面的機能発揮対策事業（国） ・ 成長産業化のための養殖産地育成事業（県） ・ 次代を担う漁業後継者育成事業（県） ・ 新水産業経営力強化事業（県）

2年目（令和2年度）

以下の取組により漁業所得を基準年対比150.0%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>【全漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者及び漁協は、「半端もの」、「傷もの」の高値販売先を確保・拡大す
--------------	---

	<p>るため、地域内に直販施設を有する農協や長崎市内他地域の直売所等の運営者及び加工業者との取引協議を継続し、協議が整ったものから必要な出荷規格基準（漁獲物の選別基準と出荷手順）を定め、全漁業者に周知する。また、漁業者は、漁協が定めた出荷規格基準に従い、各直販所向けの直接出荷に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協は、戸石フレッシュ朝市、地域内料理店等と連携し、新たな料理メニューや加工商材の開発並びにカキ収穫体験を組み入れた体験型観光、料理フェア、学校給食への食材提供を通じて地元産水産物のPRに取り組む。 <p>【小型底びき網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者及び漁協は、継続して小型魚の再放流及び底びき網の袋網部の目合制限を実践するとともに、橘湾栽培漁業推進協議会と連携してヒラメ、クマエビの種苗放流に取り組む。 ・ イワガキ養殖業者は、養殖期間を現在の3年間から2年間に短縮した場合の効果検証のため、2年養殖イワガキの出荷試験に取り組み、成育状況、販売状況及び販売先の評価を取りまとめ有効性を検討する。 <p>【一本釣り漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、タチウオ釣りを専業とする操業形態を見直し、タチウオ漁閑期にごく沿岸海域で操業が可能なマアジやカサゴを対象とした釣り漁業との複合経営に取り組む。 <p>【魚類養殖業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者及び漁協は、マダイ、シマアジ等の養殖規模の拡大による養殖形態の転換及び海外市場向けの養殖生産体制について検討する。 ・ 漁協及び養殖業者は、「橘湾周辺海域の赤潮対策ガイドライン」に従い、テレメーターを活用した監視と情報共有、年間2回の底質改良剤（カキ殻）散布に取り組む、赤潮被害等の未然防止並びに漁場環境の維持・保全に努める。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎市水産センターは、放流種苗の安定供給に必要な施設の改善、及び放流効果の更なる向上を図るための調査・技術開発に取り組む。 ・ 漁業者等は、漁場環境の保全を図るため、橘湾の堆積物除去、ヒトデやガンガゼ等の害敵生物の除去及び公的支援事業によるウニ類の除去などによる藻場造成の取組を継続して実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>【全漁業種類】</p> <p>漁業者は、漁協と連携し、定期的な船底清掃や減速航行の励行等の省エネ活動の実践、省エネ機器の導入及び漁業経営セーフティーネットへの加入を促進し、燃油費の削減による漁業経営の安定化に取り組む。</p> <p>【魚類養殖業】</p>

	<p>魚類養殖業者は、生産魚の品質への影響を考慮しながら、生餌及びモイストペレットの主原料をアジ・サバ類に、またE P 餌料はより経済的なものに転換する。</p> <p>トラフグ養殖業者は、過剰生産の抑制、歩留まり、品質、成長の向上及び種苗や飼料の経費削減を目的とした養殖種苗の購入制限の試行を継続する。</p> <p>魚類養殖業者は、養殖魚の摂餌量が低下する12月から3月までの間の給餌回数及び給餌量を抑制し、コスト削減と漁場環境の維持に取り組む。</p> <p>漁協は、餌料の適切な保管、供給のため、関連施設の適正な管理・運営、並びに試験研究機関等との連携による養殖技術の改善に取り組み、養殖業経営の安定化を図る。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業強化支援事業（国） ・水産基盤整備事業（国） ・農山漁村地域整備交付金事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・成長産業化のための養殖産地育成事業（県） ・次代を担う漁業後継者育成事業（県） ・新水産業経営力強化事業（県）

3年目（令和3年度）

以下の取組により漁業所得を基準年対比152.0%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>【全漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者及び漁協は、これまでの「半端もの」、「傷もの」の取引協議結果及び出荷規格基準を整理する。漁業者は、これまでどおり出荷規格基準に従い、各直販所向けの直接出荷に取り組む。 ・ 漁協は、戸石フレッシュ朝市、地域内料理店等と連携し、新たな料理メニューや加工商材の開発並びにカキ収穫体験を組み入れた体験型観光、料理フェア、学校給食への食材提供を通じて地元産水産物のPRに取り組む。 <p>【小型底びき網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者及び漁協は、継続して小型魚の再放流及び底びき網の袋網部の目合制限を実践するとともに、橘湾栽培漁業推進協議会と連携してヒラメ、クマエビの種苗放流に取り組む。 ・ イワガキ養殖業者は、養殖期間を現在の3年間から2年間に短縮した場合の効果検証のため、2年養殖イワガキの出荷試験に取り組む、成育状況、販売状況及び販売先の評価を取りまとめ有効性を検討する。 <p>【一本釣り漁業】</p>
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、タチウオ釣りを専業とする操業形態を見直し、タチウオ漁閑期にごく沿岸海域で操業が可能なマアジやカサゴを対象とした釣り漁業との複合経営に取り組む。 <p>【魚類養殖業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者及び漁協は、マダイ、シマアジ等の養殖規模の拡大による養殖形態の転換及び海外市場向けの養殖生産体制について検討する。 ・ 漁協及び養殖業者は、「橘湾周辺海域の赤潮対策ガイドライン」に従い、テレメーターを活用した監視と情報共有、年間2回の底質改良剤（カキ殻）散布に取り組み、赤潮被害等の未然防止並びに漁場環境の維持・保全に努める。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎市水産センターは、放流種苗の安定供給に必要な施設の改善、及び放流効果の更なる向上を図るための調査・技術開発に取り組む。 ・ 漁業者等は、漁場環境の保全を図るため、橘湾の堆積物除去、ヒトデやガンガゼ等の害敵生物の除去及び公的支援事業によるウニ類の除去などによる藻場造成の取組を継続して実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>【全漁業種類】</p> <p>漁業者は、漁協と連携し、定期的な船底清掃や減速航行の励行等の省エネ活動の実践、省エネ機器の導入及び漁業経営セーフティネットへの加入を促進し、燃油費の削減による漁業経営の安定化に取り組む。</p> <p>【魚類養殖業】</p> <p>魚類養殖業者は、生産魚の品質への影響を考慮しながら、生餌及びモイストペレットの主原料をアジ・サバ類に、またE P 餌料はより経済的なものに転換する。</p> <p>トラフグ養殖業者は、過剰生産の抑制、歩留まり、品質、成長の向上及び種苗や飼料の経費削減を目的とした養殖種苗の購入制限の試行を継続する。</p> <p>魚類養殖業者は、養殖魚の摂餌量が低下する12月から3月までの間の給餌回数及び給餌量を抑制し、コスト削減と漁場環境の維持に取り組む。</p> <p>漁協は、餌料の適切な保管、供給のため、関連施設の適正な管理・運営、並びに試験研究機関等との連携による養殖技術の改善に取り組み、養殖業経営の安定化を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産業強化支援事業（国） ・ 水産基盤整備事業（国） ・ 農山漁村地域整備交付金事業（国） ・ 漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・ 浜の活力再生プラン推進事業（国） ・ 水産多面的機能発揮対策事業（国）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長産業化のための養殖産地育成事業（県） ・ 次代を担う漁業後継者育成事業（県） ・ 新水産業経営力強化事業（県）
--	---

4年目（令和4年度）

以下の取組により漁業所得を基準年対155.1%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>【全漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者及び漁協は、これまでの「半端もの」、「傷もの」の取引協議結果、出荷規格基準の必要な見直しを行い、見直し結果を全漁業者に周知する。また、漁業者は、漁協が定めた出荷規格基準に従い、各直販所向けの直接出荷に取り組む。 ・ 漁協は、戸石フレッシュ朝市、地域内料理店等と連携し、新たな料理メニューや加工商材の開発並びにカキ収穫体験を組み入れた体験型観光、料理フェア、学校給食への食材提供を通じて地元産水産物のPRに取り組む。 <p>【小型底びき網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者及び漁協は、継続して小型魚の再放流及び底びき網の袋網部の目合制限を実践するとともに、橘湾栽培漁業推進協議会と連携してヒラメ、クマエビの種苗放流に取り組む。 ・ イワガキ養殖業者は、養殖期間を現在の3年間から2年間に短縮した場合の効果検証のため、2年養殖イワガキの出荷試験に取り組み、成育状況、販売状況及び販売先の評価を取りまとめ有効性を検討する。 <p>【一本釣り漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、タチウオ釣りを専業とする操業形態を見直し、タチウオ漁閑期にごく沿岸海域で操業が可能なマアジやカサゴを対象とした釣り漁業との複合経営に取り組む。 <p>【魚類養殖業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者及び漁協は、マダイ、シマアジ等の養殖規模の拡大による養殖形態の転換及び海外市場向けの養殖生産体制について検討する。 ・ 漁協及び養殖業者は、「橘湾周辺海域の赤潮対策ガイドライン」に従い、テレメーターを活用した監視と情報共有、年間2回の底質改良剤（カキ殻）散布に取り組み、赤潮被害等の未然防止並びに漁場環境の維持・保全に努める。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎市水産センターは、放流種苗の安定供給に必要な施設の改善、及び放流効果の更なる向上を図るための調査・技術開発に取り組む。 ・ 漁業者等は、漁場環境の保全を図るため、橘湾の堆積物除去、ヒトデや
---------------------	---

	<p>ガンガゼ等の害敵生物の除去及び公的支援事業によるウニ類の除去などによる藻場造成の取組を継続して実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>【全漁業種類】</p> <p>漁業者は、漁協と連携し、定期的な船底清掃や減速航行の励行等の省エネ活動の実践、省エネ機器の導入及び漁業経営セーフティネットへの加入を促進し、燃油費の削減による漁業経営の安定化に取り組む。</p> <p>【魚類養殖業】</p> <p>魚類養殖業者は、生産魚の品質への影響を考慮しながら、生餌及びモイストペレットの主原料をアジ・サバ類に、またE P 餌料はより経済的なものに転換する。</p> <p>トラフグ養殖業者は、過剰生産の抑制、歩留まり、品質、成長の向上及び種苗や飼料の経費削減を目的とした養殖種苗の購入制限の試行を継続する。</p> <p>魚類養殖業者は、養殖魚の摂餌量が低下する12月から3月までの間の給餌回数及び給餌量を抑制し、コスト削減と漁場環境の維持に取り組む。</p> <p>漁協は、餌料の適切な保管、供給のため、関連施設の適正な管理・運営、並びに試験研究機関等との連携による養殖技術の改善に取り組み、養殖業経営の安定化を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業強化支援事業（国） ・水産基盤整備事業（国） ・農山漁村地域整備交付金事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・成長産業化のための養殖産地育成事業（県） ・次代を担う漁業後継者育成事業（県） ・新水産業経営力強化事業（県）

5年目（令和5年度）

以下の取組により漁業所得を基準年対比158.2%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>【全漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者及び漁協は、「半端もの」、「傷もの」の高値販売先を確保・拡大するため、地域内に直販施設を有する農協や長崎市内他地域の直売所等の運営者及び加工業者との取引協議を継続し、必要な改善を行う。また、漁業者は、漁協が定めた出荷規格基準に従い、各直販所向けの直接出荷に取り組む。 ・ 漁協は、戸石フレッシュ朝市、地域内料理店等と連携し、新たな料理メニューや加工商材の開発並びにカキ収穫体験を組み入れた体験型観光、料
---------------------	---

	<p>理フェア、学校給食への食材提供を通じて地元産水産物のPRに取り組む。</p> <p>【小型底びき網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者及び漁協は、継続して小型魚の再放流及び底びき網の袋網部の目合制限を実践するとともに、橘湾栽培漁業推進協議会と連携してヒラメ、クマエビの種苗放流に取り組む。 ・ イワガキ養殖業者は、2年養殖イワガキの出荷試験を踏まえて、新たな養殖管理手法による早期出荷に取り組む。 <p>【一本釣り漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者は、タチウオ釣りを専業とする操業形態を見直し、タチウオ漁閑期にごく沿岸海域で操業が可能なマアジやカサゴを対象とした釣り漁業との複合経営に取り組む。 <p>【魚類養殖業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖業者及び漁協は、マダイ、シマアジ等の養殖規模の拡大による養殖形態の転換及び海外市場向けの養殖生産体制について取組方針を取りまとめる。 ・ 漁協及び養殖業者は、「橘湾周辺海域の赤潮対策ガイドライン」に従い、テレメーターを活用した監視と情報共有、年間2回の底質改良剤散布に取り組む、赤潮被害等の未然防止並びに漁場環境の維持・保全に努める。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎市水産センターは、放流種苗の安定供給に必要な施設の改善、及び放流効果の更なる向上を図るための調査・技術開発に取り組む。 ・ 漁業者等は、漁場環境の保全を図るため、橘湾の堆積物除去、ヒトデやガンガゼ等の害敵生物の除去及び公的支援事業によるウニ類の除去などによる藻場造成の取組を継続して実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>【全漁業種類】</p> <p>漁業者は、漁協と連携し、定期的な船底清掃や減速航行の励行等の省エネ活動の実践、省エネ機器の導入及び漁業経営セーフティーネットへの加入を促進し、燃油費の削減による漁業経営の安定化に取り組む。</p> <p>【魚類養殖業】</p> <p>魚類養殖業者は、生産魚の品質への影響を考慮しながら、現在使用している生餌及びモイストペレットの主原料をコウナゴからアジ・サバ類に、またEP餌料はより経済的なものに転換する。</p> <p>トラフグ養殖業者は、過剰生産の抑制、歩留まり、品質、成長の向上及び種苗や飼料の経費削減を目的とした当初養殖種苗購入数614千尾以下の購入制限を実施する。</p> <p>魚類養殖業者は、養殖魚の摂餌量が低下する12月から3月までの間の給餌回数及び給餌量を抑制し、コスト削減と漁場環境の維持に取り組む。</p>

	<p>漁協は、餌料の適切な保管、供給のため、関連施設の適正な管理・運営、並びに試験研究機関等との連携による養殖技術の改善に取り組み、養殖業経営の安定化を図る。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業強化支援事業（国） ・水産基盤整備事業（国） ・農山漁村地域整備交付金事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進事業（国） ・水産多面的機能発揮対策事業（国） ・成長産業化のための養殖産地育成事業（県） ・次代を担う漁業後継者育成事業（県） ・新水産業経営力強化事業（県）

(5) 関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国海水養魚協会、長崎県かん水魚類養殖協議会 全国的な市況及び養殖情報の入手、養殖トラフグの加工・調理取扱基準の見直し ・戸石フレッシュ朝市、JA長崎せいひ東長崎支店、長崎市内他漁協（長崎市茂木漁協、野母崎三和漁協、長崎市みなと漁協、西彼南部漁協、長崎市福田漁協、長崎市新三重漁協） 「半端もの」又は「傷もの」の直販所販売、地元産水産物のPR（イベント開催） ・橘湾栽培漁業推進協議会（構成員：島原半島南部漁協、橘湾東部漁協、橘湾中央漁協、長崎市たちばな漁協、長崎市茂木漁協、野母崎三和漁協、南島原市、雲仙市、諫早市、長崎市） 小型魚の再放流、底びき網目合等使用漁具の制限、種苗放流、堆積物除去等

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上 158%以上	基準年	
	目標年	

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

魚類養殖におけるエサ代コストの削減（漁業経費における餌代の割合の削減）	基準年	
	目標年	

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産業強化支援事業（国）	漁業所得や水産物流機能強化のための共同利用施設等の整備を行う。
水産基盤整備事業（国）	漁港施設の長寿命化と更新コストの平準化及び縮減を図るため、計画的な維持補修を行う。
農山漁村地域整備交付金事業（国）	漁港施設の機能維持のため、防波堤や護岸等の改良、離岸堤等の整備を行う。
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油価格の高騰に備えるため、加入促進を行う。
水産多面的機能発揮対策事業（国）	藻場の保全など、水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動を行う。
浜の活力再生プラン推進事業（国）	浜プランの着実な実行を行うため、プランの見直しに関する活動を行う。
成長産業化のための養殖産地育成事業（県）	輸出など新たな需要に対応した養殖業の成長産業化に向け、水域の有効活用及び産出額の増大並びに養殖業者の所得向上を推進する。
次代を担う漁業後継者育成事業（県）	漁業技術研修など、漁業就業に向けた取組や研修期間中の生活費等の支援を行う。

新水産業経営力強化事業（県）	漁業者の所得向上、地域の活性化を図るため、水産施設や漁業機器等の整備を行う。
----------------	--